

令和4年度みえオンラインゼミコーディネーター業務委託仕様書

1 名称

令和4年度みえオンラインゼミコーディネーター業務委託

2 業務の目的

以下のような目的のもと、高校生が学校の枠や地域を越えて様々な人々と意見を交わしたり、一つのテーマについてディスカッションを重ねたりしながら探究活動を深める「みえオンラインゼミ」の企画・運営等を行うとともに、高校生の探究内容の拡充にむけ、地域や関係機関等への協働体制の構築や調整等の支援、学校間の情報交換の仕組みの整備を行う。

- ・学校間や実社会との連携を進め、高校生が学校の枠や地域を越えて様々な人々と交流したり、他校の生徒と共に学びあったりすることで、興味・関心に応じた学びの機会を与えるとともに、生徒がより主体的に学ぶ姿勢を育てる。
- ・生徒が自ら取り組んでいる探究活動や、興味・関心を持っている地域課題について意見を交わしたり、示された県内の地域課題に関する探究テーマについてディスカッションを重ねたりしながら、自身の探究活動を深める。また、発表の方法についても協議し、オリジナルの成果発表を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

4 契約上限額

1,042,700円（消費税及び地方消費税を含む）

5 みえオンラインゼミの概要

(1) 対象者

- ・三重県内高校生（全日制、定時制、通信制）
 - ※探究活動や県内各地域の活性化に関心を持っている生徒又は取り組んでいる生徒
 - ※全ての回に参加できる生徒

(2) 実施規模

- ・30～40人程度（原則1校につき3人以内）
- ・全体活動3回以上（対面活動は1回以上、オンライン形式の活動は2回以上）
 - ※グループ活動は、必要に応じて、随時、実施
- ・対面活動は150分程度、オンライン形式の活動は120分～150分程度

(3) 実施日時及び会場

- ・ 9月以降の原則、土曜日に実施する。
- ・ 日程と対面活動における会場の詳細等については、三重県教育委員会事務局教育政策課（以下「教育政策課」という。）と協議のうえ決定する。

(4) 実施内容

- ・ 生徒が自ら取り組んでいる探究活動や、興味・関心を持っている地域課題について意見を交わしたり、示された県内の地域課題に関する探究テーマについてディスカッションを行う。
- ・ 生徒が取り組んでいる探究活動や興味・関心を持っている地域課題、県内の地域課題に関する探究テーマ等、希望に応じて編成した各グループが成果発表を行う。

6 業務の内容

- (1) オンライン形式の活動で全体会やグループ別ディスカッション等ができるようオンライン環境を整備、手配する。
- (2) みえオンラインゼミの企画・運営・進行（ファシリテーション）を行う。
- (3) みえオンラインゼミで使用する資料等の作成及び参加者への配付を行う。
- (4) 業務の趣旨や目的に合致した基調講演・提案を行い、県内の地域課題に関する探究テーマを提起する。
- (5) 生徒が取り組んでいる探究活動や興味・関心を持っている地域課題、県内の地域課題に関する探究テーマ等、希望に応じてグループを編成する。
- (6) 各グループにコーディネーターを配置し、ファシリテーションを行う。コーディネーターの人選等については、教育政策課と協議して決定する。
- (7) 生徒が取り組んでいる探究活動や興味・関心を持っている地域課題について、地域や関係機関等への協働体制の構築や調整等について支援し、生徒が必要とする情報の収集・提供などを行う。
- (8) 各グループがオリジナルの成果発表ができるよう、プレゼンテーションに関する助言等を行う。
- (9) みえオンラインゼミの各開催状況及び成果・課題等について、報告書（様式自由。ただし規格はA4版）を作成し、教育政策課の担当者に提出する。また、次年度のみえオンラインゼミの実施方法等について提案を行う。
- (10) その他、参加生徒や教育政策課の要請に基づく活動を行う。

7 業務実施における留意事項

- (1) 受託者は、学校と地域等の協働活動に関する幅広い見識を有していること。

- (2) 教育政策課と打合せ・相談しながら業務を実施すること。
- (3) 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 業務の実施にあたり、原則として再委託は認めない。
ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではないものとする。
- (5) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (7) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
- (8) 新型コロナウイルス等感染症への対応・対策については、感染状況等を考慮しながら、参加生徒等の安全安心を優先し、地域関係者、教育政策課と相談のうえ実施していくものとする。
- (9) その他、この仕様書に定めのない事項について、受託者は教育政策課と協議のうえ、決定するものとする。